

広島県告示第**三百八十三号**

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成二十四年四月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地		自立支援医療の種類	変更年月日
	新	旧		
花はな薬局	三次市十日市中三丁目八一	三次市十日市中三丁目一〇三七―七	精神通院医療	平成一八年四月一日